

7. 自己負担が高額になった場合

介護サービスを利用した場合には、費用の一定割合を負担していただきます。利用者負担額が高額になり低所得の人の介護利用が困難とならないように、以下の制度があります。

(1) 高額介護（予防）サービス費・高額総合事業サービス費

介護サービスを利用して支払った利用者負担額の1か月の合計が、下記利用者負担上限額を超えた場合、超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計で算定されます。）

また、総合事業サービスを利用していた場合、1か月の利用者負担額の合計が下記利用者負担上限を超えた場合、超えた分が高額総合事業サービス費として支給されます。

ただし、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担額や、施設入所中の居住費・食費及び日常生活費等の利用料は含まれません。

利用者負担の上限額

利用者負担段階	利用者負担上限額
現役並み所得相当 ※1	
年収約 1,160 万円以上の方	世帯 140,100 円
年収約 770 万円～約 1,160 万円以下の方	世帯 93,000 円
年収約 383 万円～約 770 万円以下の方	世帯 44,400 円
一般世帯 ※2	世帯 44,400 円
市民税非課税世帯	世帯 24,600 円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等老齢福祉年金受給者	個人 15,000 円
①生活保護受給者	①個人 15,000 円
②利用者負担額を 15,000 円にすることで生活保護の対象にならない方	③世帯 15,000 円

※1 現役並み所得相当とは、世帯内の第1号被保険者に課税所得 145 万円以上の方が出て、年間収入が単身で 383 万円以上、2人以上で 520 万円以上の場合などをいいます。

※2 一般世帯とは市民税課税世帯で現役並み所得相当以外をいいます。

※3 その他の合計所得とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

申請方法

対象になる人には、市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出してください。

(2) 高額医療合算介護（予防）サービス／高額医療合算介護（予防）サービス費

世帯内の同一の医療保険加入者の方について、1年間（8月1日～翌7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が下記基準額を超えた場合、超えた分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

また、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給後、なお残る自己負担額に、1年間（8月1日～翌7月31日）総合事業サービスの自己負担額を合計し、下記基準額を超えた場合、超えた分が高額医療合算総合事業サービス費相当として支給されます。

基準額

所得区分（70歳未満の方）	基準額	所得区分（70歳以上の方）	基準額
市民税課税世帯		市民税課税世帯	
所得 901 万円超	212 万円	現役並み所得者 3（課税所得 690 万円超）	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円	現役並み所得者 2（課税所得 380 万円以上 690 万円未満）	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円	現役並み所得者 1（課税所得 145 万円以上 380 万円未満）	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円	一般（現役並み所得者 1～3 以外）	56 万円
市民税非課税世帯	34 万円	市民税非課税世帯	
		低所得者 II（市民税非課税世帯で低所得者 I 以外）	31 万円
		低所得者 I（世帯員全員の所得額が 0 円（年金所得は控除額 80 万円）で計算）	19 万円 (31万円※)

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は 31 万円

申請方法

対象になる人には、市から申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ご提出してください。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得者が軽減実施の届出をした社会福祉法人等の提供する介護保険サービスを利用した際に、自己負担額の軽減を受けられる制度です。（ご利用の施設がこの制度の対象事業所かどうかについては施設にご確認ください。）軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは介護保険担当（71-2472）へお問い合わせください。

■ 対象者

○対象者は市県民税非課税世帯で次のすべてに該当し、市が生活困難と認めた人及び生活保護受給者です。

- 1 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下。（この収入には、遺族年金や障害年金などの非課税年金や、恩給、仕送りなども含まれます。）
- 2 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下。
- 3 世帯がその居住用の土地家屋、その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- 4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。（市県民税課税者の扶養家族でない。）
- 5 介護保険料を滞納していないこと。（2号被保険者は医療保険税を滞納していないこと。）

■ 対象サービス

介護福祉施設サービス（●）、訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（●）、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（●）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（●）、複合型サービス（●）、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

※波線のサービス利用時の食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けている場合に限りです。

※高額介護（予防）サービス費（別制度）の利用者負担第2段階（合計所得金額、課税年金収入額（非課税年金を含まない）の合計が80万円以下）の方が●印のサービス（介護予防を除く）を利用する際の利用者負担額は軽減対象とならない場合があります。（高額介護（予防）サービス費で社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を上回る軽減がなされるため。）

※生活保護受給者は、個室の居住費（滞在費）のみ自己負担額について全額が対象になります。

■ 軽減割合

軽減実施の届出をした事業者が行う次のサービスの利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費について4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）の割合で軽減されます。



(4) 税控除

■ 社会保険料控除について

★介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。

ただし、納付した金額の確認方法は、納付方法（特別徴収・普通徴収）により異なります。

・特別徴収

公的年金等の源泉徴収票の「社会保険料の金額」のうち介護保険料分

※源泉徴収票の発行されない年金から特別徴収で納付している場合は市介護保険担当まで、お問い合わせください。

・普通徴収

納付書で納付した場合：領収証書

口座振替で納付した場合：口座振替されている通帳と納入通知書など納付金額がわかるもの

※公的年金からの特別徴収や口座振替で保険料を納付した場合、納付した本人に社会保険料控除が適用されます。

■ 介護保険法による介護サービスにかかる医療費控除について

★診療や治療費等のほか、下記の介護保険サービスも控除の対象となります。

・居宅サービス

自己負担金額全額が対象となるもの（概要）

①対象となるサービス

下記の医療系の居宅サービス等は、利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

医療系居宅サービス		
訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導
通所リハビリテーション	短期入所療養介護	

医療系サービスと併せて利用した場合に対象となるもの（概要）

②条件付で対象となるサービス

下記の医療系の居宅サービス等は、利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

福祉系居宅サービス		
訪問介護（身体介護及び複合型）	訪問入浴介護	通所介護
短期入所生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護

※①の医療系サービスを利用している人のみ②の福祉系サービス費を医療費控除として控除することができます。
従って、②の福祉系サービスのみ利用している人は、控除の対象となりません。

・施設サービス

要介護1～5の認定を受け、施設サービスを利用している人

施設区分	医療費控除の対象費用
指定介護老人福祉施設	介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額
介護老人保健施設	介護保険適用の自己負担額・居住費・食費の合計額
指定介護療養型医療施設	
介護医療院	

※控除を受ける場合は、サービス事業所が発行する領収書（「医療費控除対象額」が明記されているもの）が必要です。

※介護保険の高額介護サービス費が支給されている場合は、それぞれ自己負担額から高額介護サービス費を差し引いた額が対象となります。

■ おむつ使用証明書（医療費控除）について

以下の対象者に該当する場合、おむつや失禁用尿取りパッドの購入費が医療費控除の対象として認められます。

《対 象》

6カ月以上寝たきり状態にある人、または同様の状態として認められる人で、医師がおむつの使用が必要であると判断した人

《控除を受ける手順》

・初めて控除を受ける場合

寝たきり状態であること、及び治療上おむつが必要な状態であることについて証明する「おむつ使用証明書」を医師に作成してもらいます。

確定申告の際、おむつの領収書に併せ「おむつ使用証明書」を添付してください。

・2年目以降引き続き控除を受ける場合

次の条件を満たす人に「おむつ使用証明書」にかわる「確認書」を市で発行します。

1. 前年度以前におむつ代の医療費控除を受けている。
2. 要介護認定時に主治医から提出された意見書により一定の要件（寝たきり状態 B1,B2,C1,C2 のいずれかであり、かつ尿失禁の発生可能性「あり」）を満たす人

・申請・相談窓口

高齢者介護課 認定調査係

■ 障害者控除対象者認定書について

65歳以上の要介護認定を受けている納税者及び控除対象配偶者や扶養親族が、障がい者に準ずる者等として所得税法上の障害者に該当する場合には、市福祉事務所長の認定により、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた上で一定の金額の所得控除を受けることができます。

※身体障害者、知的障害者、精神障害者、戦傷病者等の手帳を有している人は、「障害者控除対象者認定書」の交付は必要ありません。

1. 障害者控除

直近の認定調査表・主治医意見書等をもとに、障害老人や認知症老人の日常生活自立度を判定する。主に、体幹の機能障害があり全般的に不安定さが見られ、生活の一部について介護を要する要介護1以上の人。

2. 特別障害者控除

日常生活動作の食事、排泄、着替えのいずれも介護者の援助を全面的に必要とし、一日中ベッドの上で過ごす状態である要介護3以上の人。

・申請・相談窓口

高齢者介護課 長寿福祉係

